



4月1日から 成年年齢は18歳に!!



2022年3月号外

教えてケロちゃん！成年年齢引下げって、なに？



どうして成年年齢が20歳から18歳に変わるの？

18・19歳の自己決定権を尊重するもので、積極的な社会参加を促すためだケロ。



成年になると、これまでと何が変わるの？

例えば、携帯電話を購入したり、アパートを借りたり、親の同意なしに自分の意思で契約できるケロ。クレジットカードを作ったり、ローンも組めるようになるケロ。一方で、飲酒・喫煙・公営ギャンブルは健康被害や犯罪につながる危険性があるから今までと変わらず20歳にならないとできないケロ。

成年に達したばかりの18・19歳はまだ社会経験が乏しく契約の重みや内容をよく理解していないことから、悪質な業者に狙われることがあるケロ！
十分注意してケロ！



若者に多い消費者トラブルは？

副業・マルチなどの「もうけ話」、エステ・脱毛などの「美容医療」、健康食品・化粧品などの「通信販売」の相談が多く寄せられているケロ。
SNSがきっかけでトラブルに巻き込まれるケースも多いケロ！



もし、トラブルになったらどうしたらいいの？

困った時は、消費者ホットライン「188」に電話して！
誰でも無料で相談できるケロ！もちろん、秘密は守られるから安心だケロ！



～クイズに挑戦！ 契約ってなんだろう？～

問題：下の2つの場面で、正しいのはどれでしょう？(答えと解説は裏面下にあるよ)

① 店で買い物をするとき、契約が成立するのはいつ？

- A：商品を受け取ったとき
- B：代金を払ったとき
- C：店員が「はい、かしこまりました」と言ったとき

② 店で商品を買ったが、使う前に不要になった。解約できる？

- A：解約できない
- B：レシートがあり1週間以内なら解約できる
- C：商品を開封していなければ解約できる

～今知っておきたい！若者に多い消費者トラブル～

事例1

ネット通販、そのサイト、利用しても大丈夫？



限定品
80%OFF



- ・ネット通販で靴を注文した。サイズが合わなかったので交換を希望したが、合うサイズがなく、「返品はできない」と言われた。
- ・ネット検索して安かった通販サイトで注文し、料金も支払ったが、商品が届かない。住所や電話番号はでたらめのように連絡がつかない。

アドバイス♪

- ・通信販売を利用する場合は、事前に返品の可否や、返品・交換の可能な場合の条件をよく確認しましょう。
- ・正規の値段より極端に安価であったり、サイトに運営者の情報（住所・氏名・連絡先など）が記載されていない、日本語の表現が不自然、支払いが銀行振込みのみなどの場合は要注意です。
- ・代金を支払ってからはお金を取り戻すことは困難です。少しでも怪しいと感じたら、利用するのは止めましょう。

事例2

簡単に稼げて高収入？ うまい話には裏がある！



誰でも簡単



- ・SNSで見つけた「週1回5分作業するだけで誰でも簡単に稼げる」というサイトに申し込み、登録料を支払ったが、マニュアル通りにやっても全然稼げない。
- ・コンサートチケットが入手できず、譲ってくれる人をSNSで見つけ、代金1万3千円を振り込んだが、その後連絡が取れなくなった。
- ・「悩みがある人の相談に乗るとお小遣いがもらえる」というサイトに登録したが、謝礼をもらう条件として、ポイント購入のお金を要求された。

アドバイス♪

- ・SNSなどの副業サイトで「誰でも簡単に稼げる」などという言葉をうのみにしてはいけません。
- ・ネット上の見知らぬ相手からチケットを購入することは大きなリスクがあります。転売チケットでは入場できないケースもあります。
- ・お金をもらうはずが逆に何かと理由を付けてお金を請求されることになります。
- ・「荷受代行・荷物転送」は犯罪につながる可能性もあります。絶対にしないでください。

*** 前ページのクイズの答えと解説 ***

①→C 店員が「はい、かしこまりました」と言ったとき

消費者と事業者とが、お互いに契約内容（商品の内容、価格・引き渡し期間など）について合意すれば、口約束でも契約は成立します。契約書や印鑑・サインは契約の証拠を残すためのものです。

②→A 解約できない。

契約は「法的な責任が生じる約束」なので拘束力があります。店によっては解約に応じてくれる場合もありますが、一方的な解約はできません。

事例3

新品じゃないの!? フリマサービス、利用する際は慎重に!



- ポロポロ...
- フリマアプリで「新品」と書かれていたドライバーを購入し、代金5千円を運営業者に支払った。しかし届いた商品は新品ではなく、壊れていた。
 - フリマアプリで「未使用」と紹介されていた有名ブランドのTシャツを購入した。しかし、届いた品物は偽物だった。運営会社に相談したら「お客様同士で解決してほしい」と言われた。



アドバイス♪

- フリマアプリでは、金銭や品物のやり取りは、運営会社が仲介しますが、基本的に売主と買主との個人間の取引となるため、トラブルが発生した場合は、当事者間で解決するのが原則となっています。「自己責任」というリスクを意識して利用する必要があります。
- 取引をする際は、アプリの規約をよく読み、出品者が設定したルールの確認、商品や送料等についての情報収集をしっかりと行い、トラブルが起こった際のリスクも考慮し、慎重に利用しましょう。

こんなときは“クーリング・オフ制度”が利用できます

クーリング・オフ制度とは、一定期間内であれば、無条件で契約を解除できる特別な制度です。対象となる取引と期間は法令等によって定められています。

～クーリング・オフができる取引と期間～

取引内容	期間
<ul style="list-style-type: none"> 訪問販売・電話勧誘販売 特定継続的役務提供(エステ、美容医療、学習塾、家庭教師など)・訪問購入 	8日
<ul style="list-style-type: none"> 連鎖販売取引(マルチ商法) 業務提供誘引販売取引(内職、モニター商法) 	20日

通信販売や店舗での購入は対象外だから注意してケロ!



◆必ず書面で契約をやめたい旨を書いて相手業者に通知します。

※令和4年6月1日から電子的記録によるクーリング・オフが可能になります。法改正については消費者庁ホームページでご確認ください。<https://www.caa.go.jp/consumers/protect/>
ハガキの書き方などわからないことは、消費者ホットライン「188」に相談しましょう。

解約できない!?



困った時は相談しよう!
いやや
消費者ホットライン「188」

話がちがう...



消費生活センターなどの相談窓口の存在や連絡先が分からない場合に、お住まいの地域の消費生活相談窓口につながる全国共通の3桁の電話番号です。どなたでもご利用いただけます。

※相談は無料ですが、通話料金のご負担が発生します。

少しでも不安や迷いがあったら、お気軽にご相談ください!

泣き寝入りは、188(いやや!)と覚えてケロ!



知って安心！ 最新情報をお届けします！



山形県消費生活センターホームページには役立つ情報がいっぱいあるケロ！
チェックしてケロ！



●山形県消費生活センター
ホームページ
「18歳から大人」

●山形県消費生活センター
ホームページ
「ケロちゃんのへや」



※ 消費者庁では、成年年齢引下げに向けて、特設サイトや Twitter、LINE 等で情報発信しています。

・「18歳から大人」特設ページ

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/consumer_education/lower_the_age_of_adulthood/

・「18歳から大人」Twitter アカウント https://twitter.com/caa_18sai_otona

「消費生活出前講座」



☆悪質商法による被害やトラブルを防ぐための注意点・対処法を、専門知識を持った相談員が事例を紹介しながらわかりやすくお話しします。

◇開催時間・テーマ・内容について、ご希望により調整します。Zoom を使ったオンライン対応可能です。

◇お申し込みは開催日の 1 か月前までに、下記消費生活センターまでお願いします。

◇お問い合わせは、お気軽にお電話でどうぞ。



詳しくはホームページの出前講座のページを見てね。

新成人の心得 5 か条

- ・軽い気持ちで契約しない
- ・うまい話に飛びつかない
- ・ネットの情報に流されない
- ・契約をせかす者は相手にしない
- ・借金してまで契約しない

きっぱり断ることも勇気！

困った時は、「188」に相談！



山形県の消費生活センター



- 【村山地域】山形県消費生活センター 〒990-8570 山形市松波 2-8-1 (県庁 2 階)
TEL023-630-3237 (講座) 023-624-0999 (相談) FAX023-625-8186
- 【最上地域】最上消費生活センター 〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034 (最上総合支庁 1 階)
TEL0233-29-1370 (講座・相談共通) FAX0233-23-2605
- 【置賜地域】置賜消費生活センター 〒992-0012 米沢市金池 7-1-50 (置賜総合支庁 1 階)
TEL0238-24-0999 (講座・相談共通) FAX0238-26-6072
- 【庄内地区】庄内消費生活センター 〒997-1392 三川町大字横山字袖東 19-1 (庄内総合支庁 1 階)
TEL0235-66-5453 (講座) 0235-66-5451 (相談) FAX0235-66-2835